

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
○自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（技能検定の試験及び試験の一部免除） 第六条 1～5 （略） 6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。		（技能検定の試験及び試験の一部免除） 第六条 1～5 （略） 6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。	
試験を免除される者	免除される試験	試験を免除される者	免除される試験
一 第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験	一 次条に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
一の二 第六条の十八に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早	実技試験	一の二 次条に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から	実技試験

五 (略)	四 (略)	三 (略)	二の二 第六条の十八に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	二 第六条の十八に規定する二種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けるもの	い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの
(略)	(略)	(略)	実技試験	当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験	

五 (略)	四 (略)	三 (略)	二の二 次条に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	二 次条に規定する二種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けるもの	技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの
(略)	(略)	(略)	実技試験	当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験	

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一〇七十五（略）

七十六 オパシメータ

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一〇七十五（略）

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二の一（第三十六条の一、第三十六条の三関係）		別表第二の一（第三十六条の一、第三十六条の三関係）	
試験	施設及び設備	試験	施設及び設備
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十一（略） 十二 オパシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。） 十三 温度計 十四 湿度計 十五 気圧計 十六 エンジン回転速度計	自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十一（略） 十二 温度計 十三 湿度計 十四 気圧計 十五 エンジン回転速度計
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十五（略） 十六 オパシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。） 十七 温度計 十八 湿度計 十九 気圧計 二十 エンジン回転速度計	自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの	一〇十五（略） 十六 温度計 十七 湿度計 十八 気圧計 十九 エンジン回転速度計

○指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（検査の設備の基準）

第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ ト （略）

チ 黒煙測定器又はオパシメータ

2 （略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

検査の実施の方法	
一 （略）	（略）
二 装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。 この場合において、（1）、（2）、 <u>（10）及び（11）</u> に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、（3）、（6）、（8）及び <u>（9）</u> に掲げる事項については、 <u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</u> に

（検査の設備の基準）

第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ ト （略）

チ 黒煙測定器

2 （略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

検査の実施の方法	
一 （略）	（略）
二 装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。 この場合において、（1）、（2）、 <u>（9）及び（10）</u> に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、（3） <u>及び（6）</u> から（8）までに掲げる事項については、 <u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</u> に適

適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1)～(5) (略)	(略)
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
(8)～(11) (略)	(略)

Ⅲ (略)	(略)
Ⅳ (略)	(略)

別表第七 (第十三条、第十三条の二関係)

自動車検査用機器	校正用機器	測定器及び設備
サイドスリップ・テスト	(略)	(略)
ブレーキ・テスト	(略)	(略)
前照灯試験機	(略)	(略)
音量計	(略)	(略)

合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1)～(5) (略)	(略)
(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器
(7)～(10) (略)	(略)

Ⅲ (略)	(略)
Ⅳ (略)	(略)

別表第七 (第十三条、第十三条の二関係)

自動車検査用機器	校正用機器	測定器及び設備
サイドスリップ・テスト	(略)	(略)
ブレーキ・テスト	(略)	(略)
前照灯試験機	(略)	(略)
音量計	(略)	(略)

速度計試験機	(略)	(略)	
一酸化炭素測定器	(略)	(略)	
炭化水素測定器	(略)	(略)	
黒煙測定器	(略)	(略)	
オパシメータ	校正用フイル タ	測定器	分光光度計

第三号様式 (指定整備記録簿) (第十条の二関係)

○検査機器等による検査

黒煙・粒子状物質
視認・デスタ
%
m-1

速度計試験機	(略)	(略)
一酸化炭素測定器	(略)	(略)
炭化水素測定器	(略)	(略)
黒煙測定器	(略)	(略)

第三号様式 (指定整備記録簿) (第十条の二関係)

○検査機器等による検査

黒煙
視認・デスタ
%

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自動車整備士技能検定規則第六条第六項の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十年八月一日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則別表の規定の適用については、平成二十年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定事業規則」という。）別表第七の規定の適用については、平成十九年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則第三号様式による指定整備記録簿は、新指定事業規則別表第二の規定に基づき自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度を検査する場合を除き、新指定事業規則第三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。